

T&M通信

～税務と経営～

● 今月の経営チェックポイント

☆ 「ものづくり補助金」の募集が始まります。これは中小企業・小規模事業者が取り組む試作品・新サービス、設備投資等を支援するもので、あらゆる業種が対象となる可能性があります。補助金の申請には認定支援機関の確認が必要です。設備投資をお考えの経営者様はぜひ一度当社にご相談下さい。(公募期間 H27.6.26～H27.7.31)

- 源泉所得税(納期特例申請済の事業者方の場合)は1月～6月分の納付は7月10日までです。
- 所得税予定納税の減額承認申請は7月15日までです。
- 所得税予定納税第1期分の納付は7月31日までです。
- 固定資産税及び都市計画税第2期分の納付は7月31日までです。
- 労働保険の年度更新(概算・確定)申告・納付は7月10日までです。
- 社会保険の報酬月額算定基礎届の提出は7月10日までです。
- 7月、8月決算法人の方は、賞与等決算の対策の準備をして下さい。
- 祇園祭 山鉾巡行は、前祭りが7月17日(水)、後祭りが7月24日です。7月10日～25日まで中京区・下京区の四条通り周辺において交通規制がありますので、お気をつけ下さい。

● 着眼点

「マイナンバー」は何を変えるのか

税理士 田中彰

本年10月に市区町村から皆様にマイナンバー(個人番号)が世帯分まとめて簡易書留で届く予定です。マイナンバーは12桁で不正に使われる等の特殊な場合を除き、一生使うものだそうです。このマイナンバーは国等の行政機関が健康保険や年金等の社会保障料や所得税等の税金を効率良くかつ厳格に徴収する事が一番の目的です。

事業者は、従業員のマイナンバーを確認し適切に管理(個人情報不正に漏れた場合は処罰の対象になります)し、また事業取引に関する調書には取引相手のマイナンバーも記入する必要があります。例えば地代家賃の支払調書には大家のマイナンバーを確認の上記入しなければならない等、業務や事務の負担が増えることになります。

一方、マイナンバーの個人サイドでの活用を考えるならば「個人番号カード」を作成する必要があります。これは自らの申請により無料で交付されます。「個人番号カード」には、氏名、住所、生年月日、性別、マイナンバーや顔写真が表示されます。カードの表面は本人確認のための一般的な身分証明書として利用できますが、裏面の個人番号については、法律で認められた事務以外での収集等は禁止されています（みだりに裏面をコピーすると法律違反になるので注意が必要です）。

マイナンバーの導入により、私たち個人の銀行等の預貯金残高や購入した有価証券や金塊の購入額まで行政機関に把握される可能性があります。しかし、「個人番号カード」の裏面に搭載される IC チップには電子証明書は記載されるものの所得情報や病歴など機微な個人情報は記録されないとのことで、万一カードを紛失しても大きな心配はないとの事です。

マイナンバーは平成 28 年からポチポチ活用が始まり、平成 29 年から本格的に事務手続きが必要になるようです。初めに申し上げたようにマイナンバーは効率的かつ確実に社会保障料や税金を徴収するための手段です。今後、事業者は納付を曖昧にして避けることは難しいと自覚し、マイナンバー導入に係る金銭的、時間的な負担増を乗り越えて経営が成り立つように策を打つしかないでしょう。「マイナンバー」は私たちの意識を変えられるか。ここにこの制度の成否があるように思います。

● 年金後納制度の終了が近づいています

最近、個人情報流出が問題になりましたが、年金のことについて書かせていただきます。

国民年金保険料は、納期限より 2 年を経過すると、時効により納付することができなくなりますが、平成 24 年 10 月から平成 27 年 9 月までの 3 年間に限り、国民年金の未納保険料を過去 10 年分まで納付できる特例期間が設けられています。特例期間の終了が近づいてきていますので、納付を検討される方は注意が必要です。

利用が可能な方は下記のとおりです

- ① 20 歳以上 60 歳未満の方 10 年以内に納め忘れの期間や未加入期間のある方
- ② 60 歳以上 65 歳未満の方 ①の期間のほか任意加入中に納め忘れのある方
- ③ 65 歳以上の方 年金受給資格がなく①、②の期間がある方

また、老齢基礎年金を受給されている方は利用できません。

後納希望の場合、年金事務所に申し込みが必要になります。申し込み後、納付可能期間についての審査、承認を受け、納付書を取得して納付するという流れになります。

後納した場合は、納付をした年に年末調整か確定申告で社会保険料控除を受けることをお忘れなく。

(文責 大由里 麻衣)

● 損益とキャッシュの流れ

会社の利益は損益計算書に表れます。しかし、商品を掛けて販売した場合、売上が計上されますが現金はまだ手許には入って来ていません。材料を掛けて仕入れた時も同様に、仕入が計上されますが支払はまだのため現金は手許に残っています。このように損益とキャッシュの流れは必ずしも一致しません。

会社のキャッシュが実際にはどのように増え、減ったのかを表すものにキャッシュフロー計算書があります。本業ではキャッシュがいくら入って、出たのか、設備等の投資にいくら出たのか、借入金で幾ら入り、返済でいくら出たのかを見ることができます。「勘定合って銭足らず」ということにならないように是非キャッシュフローにも着目した経営を進めてみてください。

(文責 井後 史朗)

● 「クールビズ」について

環境省が平成 17 年度から推進している「クールビズ」は、冷房時の室温が 28℃でも快適に過ごすことができるライフスタイルとして、地球温暖化防止及び節電のための取組です。今年で 11 年目になり、全国的に定着した感があります。5 月 1 日～10 月 31 日までの期間を「クールビズ」、本格実施となる 6 月 1 日～9 月 30 日までの期間を「スーパークールビズ」として推進しています。「クールビズ」の意味を調べてみますと、ビズはビジネス (Business) の略で、クール (Cool) には格好良い、涼しいの意味を持たせているとの事です。ビジネスの場面ではあまりラフ過ぎて失礼にならないよう、身だしなみには気配りが必要です。

当事務所におきましても、6 月 1 日から「クールビズ」の取組をいたしておりますので、よろしくお願ひ致します。

(文責 田中 恵子)

御不明な点がございましたら遠慮なく弊社まで御連絡下さい。